放送法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令 新旧対照表

目次

(第二条第一号関係) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	〇公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律施行令(昭和四十二年政令第二百八十四号	○放送法施行令(昭和二十五年政令第百六十三号)(第一条関係)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
•	P第二百八十	•
• • 5	-四号)	• • 1

○防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律施行令

(昭和四十九年政令第二百二十八号) (第二条第二号関係)

6

_
傍
線
部
分
がは
改
岩
址
部八
N

					し、若しくは外国放送事業者に提供し、又は協会の調査研究の成果を事業者(協会及び学園を除く)」又に基幹が送尾携供事業者の用に供
			(同上)	九	(易なえが全国な余)。の委託により、放送番組
					集し、又はこれを協会以外の者と交換する事業
			(同上)	八	八 協会の委託により、放送番組の編集に必要なニュース及び情報を収
					う事業
			(同上)	七	七 協会の委託により、放送の普及発達に必要な周知宣伝又は出版を行
					を主催する事業
			(同上)	六	六 協会が放送をすることを主たる目的とする公開演奏会その他の催し
					る情報の処理に関する業務を行う事業
			(同上)	五.	五 協会の委託により、受信料の徴収に関する業務又は協会の業務に係
					発達に必要な調査研究を行う事業
			(同上)	四	四 協会の委託により、又は協会と共同して、放送及びその受信の進歩
					に規定する国内基幹放送の業務の用に供する事業
			(同上)	三	三 法第二条第二十四号に規定する基幹放送局設備を協会の法第十五条
					供給する事業
			(同上)	=	二 協会に対し、放送番組の制作に必要な装置又は放送に必要な施設を
					置を作成し、又は放送に必要な施設を建設し、若しくは管理する事業
			(同上)	_	一 協会の委託により、放送番組を制作し、放送番組の制作に必要な装
					とする。
			(同上)	第二条	第二条 法第二十二条第三号に規定する政令で定める事業は、次のとおり
			資の対象)	(出)	(出資の対象)
	行	現			改正案
(傍線部分は改正部分)					

一般の利用に供する事業

るものを除く。)
くは頒布し、又はこれを有線送信する事業(次号及び第十二号に掲げ十一協会の放送番組に係る著作物について、その複製物を作成し、若し

のを含む。次号において「放送番組等」という。)の配信を行う事業十一 協会の放送番組及びその編集上必要な資料(これらを編集したも

十二 放送番組等を、配信の

事業を行う者に提供する事業

十三 協会の放送設備を使用してテレビジョン多重放送を行う事業

十四 次のいずれかに該当する業務に係る事業

て「機構」という。以下この号において同じ。)を行い、又は行お 機構の委託により、協会が対象事業(機構法第二条第二項に規定す 機構」という。)第二十三条第一項第八号に掲げる業務であつて、 機構」という。)が行う株式会社海外通信・放送・郵便事業支 る対象事業をいう。)が行う株式会社海外通信・放送・郵便事業支 うとする事業者に対する技術者の派遣を行うもの

(外国放送事業者に該当するものに限る。)に対し、協会がその放て、協会の委託により、対象事業を行い、又は行おうとする事業者は機構が行う機構法第二十三条第一項第十七号に掲げる業務であつ

ハ 機構が行う機構法第二十三条第一項第十七号に掲げる業務であついてのあつせんを行うもの

機構の委託により、協会が対象事業を行い、

又は行おうとする

送番組及びその編集上必要な資料を当該事業者に提供することにつ

十 (同上)

事業(放送に該当するものを除く。) 放送番組等」という。)を電気通信回線を通じて一般の利用に供する十一 法第二十条第二項第二号に規定する放送番組等(次号において「

する事業を行う者に提供する事業十二 放送番組等を、放送番組を電気通信回線を通じて一般の利用に供

十三 (同上)

十四 (同上)

イ (同上)

口 (同上)

ハ (同上)

る者の養成を行うもの (外国放送事業者に該当するものに限る。) の放送に従事す

(資料の提出)

第八条 める事項とする。 めることができる事項は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定 理事業者(法第百五十二条第二項に規定する有料放送管理事業者をいう 特定有線一般放送事業者をいう。第四号及び次項において同じ。)を除 特定有線一般放送事業者(法第百三十四条第二項に規定する小規模施設 む。)の規定により総務大臣が協会、放送事業者(協会及び小規模施設 定する媒介等業務受託者をいう。第六号において同じ。)、有料放送管 く。)、基幹放送局提供事業者、媒介等業務受託者(法第百五十条に規 第七号において同じ。) 又は認定放送持株会社に対し資料の提出を求 法第百七十五条(法第八十一条第六項において準用する場合を含

(資料の提出)

第八条 (同上)

協会 次に掲げる事項

する基本計画に関する事項 項において準用する場合を含む。)に規定する放送番組の編集に関 む。)に規定する番組基準及び法第六条第三項(法第八十一条第六 法第五条第一項(法第八十一条第六項において準用する場合を含

の答申又は意見に対して講じた措置に関する事項 審議機関の組織及び運営に関する事項、その議事の概要並びにそ

法第九条第一項)の規定による訂正又は取消しの放送に関する事項 (法第八十一条第六項において準用する場合を含

放送番組の内容に関する事項を除く。) 法第二十条第一項第六号、 第二項及び第三項の業務の実施状況

ホ 国際放送及び協会国際衛星放送並びにこれらの放送の放送番組の

(同上)

イ

(同上)

口 (同上)

(同上)

放送番組の内容に関する事項を除く。 法第二十条第一項第三号、第二項及び第三項の業務の実施状況

朩 国際放送及び協会国際衛星放送

2 (同上) (同上) (同上) (同上) (同上) (同上) (同上) (同上)	2 (略) (略)	法第	ト 法第六十四条第八項第一号に規定する受信契約に関する事項	員の任免に関する事項	へ 法第五十二条、第五十四条又は第五十五条の規定によつてした役	配信の実施状況の概要
	(同上)	上 上	法第六十四条第一		〈 (同上)	状況の概

〇公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律施行令(昭和四十二年政令第二百八十四号)(第二条第一号関係)

改正	案		現現
(共同利用施設の範囲及び補助の額等)	7)	(共同和	(共同利用施設の範囲及び補助の額等)
第五条 法第六条の規定による補助に係る施設は、	る施設は、次の表の上欄に掲げる	第五条	(同上)
施設とし、これらの施設に係る補助の額又は割合は、それぞれ同表の下	額又は割合は、それぞれ同表の下		
欄に掲げる額又は同表の下欄に掲げる割合の範囲内で国土交通大臣が定	割合の範囲内で国土交通大臣が定		
める割合とする。			
補助に係る施設	補助の額又は割合	(同上)	上)
一般住民の学習、保育、休養又は	国土交通大臣が定める額	(同上)	Ч)
集会の用に供するための施設(学			
校の施設を除く。)			
有線電気通信設備を用いて行われ	十分の八	有線電	有線電気通信設備を用いて行われ
る放送法(昭和二十五年法律第百		る放送法	
三十二号)第二十条の三第九項		三十二号)	一号)第六十四条第一項第二
―に規定するラジオ放送の業務を		号に担	号に規定するラジオ放送の業務を
行うための設備		行うた	行うための設備
その他国土交通大臣が指定する施	十分の七・五	(同上)	H)
設			

○防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律施行令(昭和四十九年政令第二百二十八号)(第二条第二号関係)

	改正案			現行	
(民生安定族	民生安定施設の範囲及び補助の割合)		(民生安定施	心設の範囲及び補助の割合)	
另十二条 法第	第十二条 法第八条の規定による補助に係る施設は、	施設は、次の表の第二欄に掲	第十二条(同	向上)	
げる施設とこ	げる施設とし、これらの施設に係る補助の割合は、	割合は、同表の第三欄に掲げ			
る割合の範囲	る割合の範囲内で防衛大臣が定める割合とする。	する。			
項	補助に係る施設	補助の割合	(同上)	(同上)	(同上)
_	有線電気通信設備を用いて	十分の八	_	有線電気通信設備を用いて	(同上)
	行われる放送法(昭和二十			行われる放送法(昭和二十	
	五年法律第百三十二号)第			五年法律第百三十二号)第	
	二十条の三第九項に規			六十四条第一項第二号に規	
	定するラジオ放送の業務を			定するラジオ放送の業務を	
	行うための施設			行うための施設	
		(タロ)	二~十四	(司上)	(同上)